

一般社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 21 年度 第 5 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 21 年 9 月 25 日 (金) 10 : 30~12 : 30
2. 開催場所 ニッショーホール 第 2 会議室
東京都港区虎ノ門 2-9-16 電話 03-3505-1486
3. 出席者 理事
入江 徹美、洪 愛子、佐藤 登志郎、代田 久米雄、田辺 功、
望月 正隆、安原 真人、山田 勝士、山本 信夫、内山 充
監事
三輪 亮寿、斉藤 勲
来賓 山本 史 薬事企画官 事務局 先崎 稔

4. 議案

- (1) 公益認定申請に関する経過に関する件
- (2) 社員総会における提出された意見書に関する件
- (3) その他

当日配布資料

公益認定申請文書案
関連資料 役員報酬規程
社員総会における意見書
関連資料 会費規程
社員名簿認証事業実施要領
定款

5. 議事概要

開会に先立ち出席者の確認の報告を行った。

出席者は理事総数 12 名、全員の出席。監事 2 名出席を含め出席総数 14 名であり、本機構の定款 30 条に基づく過半数に達している旨報告。

続いて内山代表理事の挨拶の後、関野企画官の公認として就任された山本企画官の挨拶があった。

理事会規則第 5 条第 3 項に基づき、内山代表理事が議長となり議事次第に沿って議事を進めた。

《審議事項》

1. 公益認定申請に関する経過に関する件

公益認定申請の申請内容については、「内閣府公益認定等委員会事務局」担当者の指

導を受けつつこれまで幾度か修正を行ってきた。

9月10日に指導を受けた内容は、「薬剤師に提供される生涯学習の認定制度の評価並びに認証事業」は、「公衆衛生の向上を目的とする事業」に寄与しているというより、むしろ「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当するのではないかとのことであった。

以上指摘事項を踏まえ申請書案を訂正したものである。今後は更に当局との打合せを重ねるので、本日配布した資料と文言及び表現につき変更がなされることをご了承願いたい旨説明。了承が得られた。

(1) 役員報酬規程

役員報酬規程について、9月16日公益認定等委員会事務局より指摘を受けた。指摘事項は、一般社団の名称を公益社団に訂正することのほか、本規程にかかる用語の定義（役員、非常勤役員、報酬等）、顧問への報酬等の記載の変更等であり、新たに加わる条文があることから大幅に修正が必要になった。今後更に当局担当者と綿密な打合せを行い最終案とする予定である。

なお、本規程は社員総会での議決を必要とする。

(2) 社員総会における提出された意見書に関する件

平成21年6月26日（金）に開催された社員総会に、正会員である日本薬剤師研修センターから、社員総会議題のうち会費規程に反対である旨の文書が提出された。その理由は、正会員会費について従来からの「認定料×8%」を「認定数×800円」と変更したことに同意できないというものであった。この件に関しては、新法人の定款で、「会費の『額』を社員総会で議決する」となっているために表現を変えたものであり、算定根拠はなんら変更がないことから、社員総会では異議なく承認された。

この文書に「追記意見」として、本認証機構の行っている認証事業について、事業目的に対する反対意見、及び事業の内容についての異議、第三者評価の資格に対する疑義が付記されており、それが、当機構の理事、監事、社員宛の文書となっていることから、改めてその取り扱いについて代表理事より出席役員に意見を求めた。

役員間での意見交換の結果、当認証機構の事業は、薬剤師の優れた生涯研修環境を育成することにより、質の高い医療の確保と地域社会の健全な発展に寄与するものであり、目的、方針等に誤りはないということが確認された。また、本文書は、研修センターから当機構役員宛の文書とはなっているが、なんら研修センターの機関決定はなされていないことが、関係者より報告され、特にこれ以上の対応はしないことが了承された。

4. その他

(1) 理事会開催日程について

次の理事会の開催予定は、12月18日（金）に開催の予定である。

午後には評価委員会開催が予定されている。各役員にも、時間があればご参加いただきたい旨報告された。

